

死刑執行停止の要請書

平成 26 年 2 月 17 日

法務省 法務大臣
谷 垣 穎 一 殿

私たちは平成 21 年より施行された裁判員裁判における裁判員経験者です。一市民として司法の場に関わり、軽重を問わず様々な判断をしてまいりました。その中には、死刑という究極の判断をした方も複数含まれております。一般の刑罰と比べて極刑と呼ばれる死刑は明らかに一線を画するものとなり、彼・彼女の言からは想像も及ばないほど壮絶な葛藤と今なお抱える重圧が読み取れます。

私たちはその判断の当否や死刑の是非を訴えたいわけではありません。ただ、公正で公平な観点から物事を多角的に検証する必要性を裁判員という経験から学んだ次第です。そこで、以下の 3 点を要請いたします。

1. 直ちに死刑の執行停止をしてください
2. 死刑に関する情報公開をはかつてください
3. 死刑に関する複層的な国民的議論を促してください

そもそも、平成 24 年 2 月 20 日に貴省および法相に提出した『裁判員制度と周辺環境における提言書』においても「死刑についての情報公開を徹底すること」(第 11 項) と裁判員経験者からの言及があつたにもかかわらず、その後の進展は特に見られず死刑に関する国民的議論もなされないまま現在に至り、昨年は計 4 回 8 名もの執行がなされました。

昨年執行された方々のうち、死刑確定から執行までの期間が従来に比して短い方もおり、裁判員裁判による死刑判決確定者もいる中で、私たちは大変憂慮しております。

裁判官ですら未知の領域である死刑の実情について、仔細な情報公開がなされていない現状では、合議体の誰もが十分な理解がない中での究極の判断となり、もし今まで裁判員裁判による死刑確定者の執行がなされた場合、関わった裁判員経験者の煩悶は極限に達することになるでしょう。

他方で、現行法定刑に死刑という特殊な刑罰が明記されている以上、必要的な選択として適法だという理解はしております。繰り返しますが、私たちは自分たちの判断の当否や死刑の存廃を提起したいのではなく、あらゆることが不明瞭な状況下での執行に疑義と違和感を募らせております。日本は独立国家である以上、世界の趨勢(欧州諸国や米国の約 3 割の州が死刑を廃止しているなど)に合わせる必要性はないかもしれません。しかし、教育や経済など国際化が求められる時代に、隣国である韓国が法律上死刑を定めていながらその意義を深慮するために 15 年以上も執行を停止し続け、事実上の死刑廃止国と国際的に認められていることは羨望すべきことだと率直に思います。

これまで、国家の判断による国民への死刑でしたが、今まさに目前に控えていることは、国民の判断による国民への死刑となります。少なくとも私たち裁判員経験者はそう感じ、本要請書に署名のうえ、死刑の執行停止を要請いたします。私たち国民に今一度この死刑の問題を直視し、議論する機会を与えてください。少数の声に耳を傾けることこそ民主主義の根幹であると信じております。何卒、斟酌くださいますよう宜しくお願ひ申し上げます。